【 会 議 録 】

作成日	令和 8 年 10 月 21 日	作成者	環境推進課
会議名	令和 8 年度　刈谷市環境都市アクションプラン推進会議		
日　時	令和 8 年 10 月 8 日（木） 14 時 55 分～15 時 55 分	出席者	別添のとおり ・委　員　　１０名 ・事務局　　５名
場　所	市役所 5 階　503 会議室		
資　料	別添のとおり		
議事内容	下記のとおり		

【開会】

◆環境推進課長により進行

◆委員紹介（環境推進課長）

出席委員を名簿により紹介

※出席委員が過半数以上であるため、会議成立。

【議題】

議題（１）会長の選任について

◆意見・質疑

特になし。

◆あいさつ（会長）

記録的猛暑や集中豪雨など地球温暖化がもたらす気候変動の影響が深刻であり、将来の世代のために地球温暖化の一因であるCO_2排出削減の取組を加速、継続する必要がある。刈谷市における脱炭素社会の実現に向け、本会議において各委員の専門的な知見を生かした活発な意見交換を行い、刈谷市の環境施策を推進していきたい。

議題（２）刈谷市のCO_2排出量について

・資料１に基づき事務局より説明

◆意見・質疑

会長	：刈谷市のCO_2排出量について、他市・他県のデータと比較した資料はあるか。また、2030 年度までに 48%削減するという目標について、現在の削減状況から見て、実現可能性をどのように考えているか。
事務局	：直ちに提示できる他自治体との比較資料はない。国の報告資料では、2024 年度のCO_2排出量は 2013 年度比で 24.9%減少している。本市の 2023 年度の削減率は約 23%であり、同程度の傾向となっている。

【 会 議 録 】

委員	：CO_2排出量の算定について、刈谷市全体の数値は、具体的にどのようなデータを使用して算出しているのか。削減目標に対して市独自でできる取組はなく、国の数値次第なのか。
事務局	：国の統計資料（総合エネルギー統計など）を基礎として、分野ごとに刈谷市の状況に応じた指標（農業生産額、土地面積、事業所数など）を用いて、市独自で市内の排出量を推計している。CO_2排出係数が大きく影響はするが、省エネ行動や再生可能エネルギーの導入などによって、市域のエネルギー消費量の削減は可能である。
委員	：企業が再生可能エネルギー設備を導入した場合、その取組は刈谷市のCO_2排出量に反映されるのか。
事務局	：エネルギー消費量の削減には反映されるが、個々の企業の取組や電力の排出係数の違いを詳細に把握・反映することは難しい。

議題（３）刈谷市環境都市アクションプランの進捗状況について

・資料２に基づき事務局より説明

◆意見・質疑

委員	：（I-1-1）事業用脱炭素促進設備導入費補助金の、昨年度および今年度の予算執行状況はどうか。執行状況に応じて、周知について協力していきたい。また、かりや eco 事業所認定制度の登録数が減少している要因は何か。
事務局	：2025 年度は予算額 1 億円に対し、約 9,200 万円を執行した。2026 年度は追加募集を実施しており、引き続き申請状況を確認している。かりや eco 事業所の認定数については、令和 6 年度中の一斉更新の際に更新を行わなかった事業所があることや評価項目を見直したことなどが要因である。事業用脱炭素促進設備導入費補助金の申請時など、様々な機会を通じて制度への参加を促していく。
委員	：市公共施設のCO_2排出量は、太陽光発電設備や地域新電力会社との連携などによって減少しているのではないか。
事務局	：施設数の増加や、猛暑による空調使用の増加などもあり、顕著な削減には至っていない。引き続き削減に取り組むとともに、株式会社アイシンと連携したペロブスカイト太陽電池の実証実験など、新技術の活用も進めていきたい。

【 会 議 録 】

委員	：CO_2排出量の総量だけでなく、人口１人当たりの指標なども併用して評価してはどうか。また、「かりまる」について、利用者数が減少しているが、目標を達成するための取組はあるのか。
事務局	：進捗状況をより適切に把握するために今後の評価方法を検討する際の参考としたい。「かりまる」については、令和８年２月１日からの有料化に伴い、路線の変更や増便などを行い、利便性の向上を図っている。今後の利用者数の推移を注視していきたい。
委員	：中小企業向けの省エネルギーセミナーなどを通じて、エネルギー消費量の把握（見えサポ）や国や県の各種支援制度の周知を行っている。市とも連携して取組を広げていきたい。

議題（４）その他について

◆事務局説明

本日、議論いただいた内容について、後日、気づいた点などがあれば、１週間程度を目安に、個別に事務局までご連絡いただきたい。

◆意見・質疑

委員	：現在の環境都市アクションプランについて、次回の改定はどのようなタイミングで行う予定か。
事務局	：現行計画は 2030 年度までであり、2029 年度から 2030 年度にかけて次期計画の策定・見直しを進める予定である。それまでは現行計画に基づき、毎年度進捗管理を行う予定である。
会長	：2030 年度の削減目標の達成に向け、国からの要請や未達成時のペナルティはあるか。
事務局	：現時点で未達成によるペナルティはない。国の政策動向などを注視しながら、引き続き削減に取り組んでいきたい。

以上